

商品概要説明書

アグリマイティー資金

(令和7年4月1日現在)

商品名	アグリマイティー資金
ご利用 いただける 方	以下の条件をすべて満たす方とします。 ○ 当 J A の組合員（正組合員、准組合員）の方、もしくは J A が定めた農業者等の方。 農業者等には次の条件を満たす農業者等の方を含みます。 ① 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営まれる任意団体であって、次の要件をすべて満たされる方（以下「集落営農組織」といいます。）。 (a) 代表者、代表権の範囲、団体の目的・構成員の資格等を定めた規約を有すること。 (b) 一元的に経理を行っていること。 (c) 原則として5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。 (d) 農用地の利用の集積の目標を定めていること。 (e) 主たる従業者が目標農業所得額を定めていること。 ※ (a) ～ (e) は「特定農業団体」および「経営所得安定対策等大綱」（平成17年10月農水省）で定められた「特定農業団体と同様の要件を満たす組織」の要件。ただし、水田作および畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとします。 ② 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする方。 ○ 原則として新潟県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ新潟県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。 ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ 農業生産に直結する設備資金・運転資金。 ○ 農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金。 ○ 地域の活性化・振興を支援するための設備資金・運転資金。 ○ 再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金 ※ 本資金は、負債整理および生活関連事業は対象とせず、当 J A でお借入の既往資金の借換えも行いません。 ※ 借換え資金は、以下の場合が対象となります。 ① 借換え対象農機具および施設等の現物が残存している場合に限られます。 ② 長期資金の借換えの場合の貸付限度額は、残債の範囲内に限られます。 ※ 再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金については、以下の事業は対象となりません。 ① 地域の農業生産の縮小を招くような事業 ② 土地・建物等の資産を賃借して行う事業

借入金額	○ 事業費の 100%の範囲内。 ※ ただし、再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金については、借入金額の上限は1 億円となります。												
借入期間	【長期資金】 ○ 原則 10 年以内（据置期間 3 年以内）。但し、対象事業に応じ、最長 25 年以内。 【短期資金】 ○ 1 年以内（乗換えを認める）。												
借入利率	○ 当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。												
借入方式	○ 手形借入または証書借入とします。												
返済方法	【長期資金】 ○ 証書借入における元金均等または元利均等返済。 【短期資金】 ○ 手形借入における期日一括返済。												
担保	○ 担保は必要に応じて設定させていただくことがございます。												
保証	○ 原則として新潟県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。 ○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。												
保証料	○ 一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。 ① 一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率（無担保）は年 0.43%（または年 0.38%）です。 【お借入額 100 万円の場合の一括前払保証料（例）】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>1 年</td><td>5 年</td><td>10 年</td></tr><tr><td>年 0.43% の場合</td><td>4,257 円</td><td>12,603 円</td><td>22,729 円</td></tr><tr><td>年 0.38% の場合</td><td>3,762 円</td><td>11,137 円</td><td>20,085 円</td></tr></table> ② 分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率（無担保）は年 0.43%（または年 0.38%）です。	お借入期間	1 年	5 年	10 年	年 0.43% の場合	4,257 円	12,603 円	22,729 円	年 0.38% の場合	3,762 円	11,137 円	20,085 円
お借入期間	1 年	5 年	10 年										
年 0.43% の場合	4,257 円	12,603 円	22,729 円										
年 0.38% の場合	3,762 円	11,137 円	20,085 円										
手数料	○ ご融資の際の事務手数料は不要です。 ○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合の事務手数料は不要です。 ○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の条件変更手数料は不要です。												

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融部融資課(電話：0 2 5 6－7 0－1 5 1 4)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部融資課または J A バンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：0 2 5－2 2 2－5 5 3 3） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。								
その他	○ お申込みに際しては、当 J A、および原則として新潟県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、下表記載の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。 <table border="1" data-bbox="483 1395 1294 1592"> <tr> <th>契約金額（全商品一律）</th><th>電子契約サービス手数料</th></tr> <tr> <td>1,000 万円超</td><td>11,000 円</td></tr> <tr> <td>500 万円超～1,000 万円以下</td><td>5,500 円</td></tr> <tr> <td>500 万円以下</td><td>0 円</td></tr> </table> ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。	契約金額（全商品一律）	電子契約サービス手数料	1,000 万円超	11,000 円	500 万円超～1,000 万円以下	5,500 円	500 万円以下	0 円
契約金額（全商品一律）	電子契約サービス手数料								
1,000 万円超	11,000 円								
500 万円超～1,000 万円以下	5,500 円								
500 万円以下	0 円								

J A 新潟かがやき